

令和元年度山形県中小企業スーパーTOTALサポ補助金 〔被災事業者支援事業（設備投資等促進型）（2次公募）〕について

1 概要

本事業は、令和元年6月18日に発生した山形県沖地震に伴い直接被害を受けた中小企業者の事業再建を後押しするため、本県中小企業の付加価値向上に資する事業として山形県知事が認定したものに対し補助金を交付するものです。

2 補助対象者

令和元年6月18日に発生した山形県沖地震に伴い直接被害を受けた庄内地域の中小企業者（商工業者に限る）で、補助対象事業のうち設備投資を含む主要部分を山形県内において実施する者

- ※ 中小企業者の定義は、国が実施する平成30年度補正ものづくり補助金の公募要領に準じます。
- ※ 申請には、市町から交付される罹災証明書又は被災証明書の提出が必要です。
- ※ 平成30年度補正ものづくり補助金の採択・不採択に拘らず応募可能です。

3 補助対象事業

中小企業者が事業再建にあたって取り組む、生産性向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資を伴うもの。

- ※ 設備投資とは、専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・器具及び専用ソフトウェアを取得するための経費のうち、補助対象経費で単価50万円（税抜き）以上を計上する場合を指します。

4 補助率・補助金額・補助対象経費・採択予定件数

- (1) 補助率 : 2/3以内
- (2) 補助金額 : 100万円～500万円
- (3) 補助対象経費
機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費
- (4) 採択予定件数 : 2件程度

- ※1 上記の経費のほか、災害復旧に係る費用（建物、構築物等の復旧費など）を対象とすることが可能です。（災害復旧に係る費用のみでの申請はできません。）
- ※2 補助対象経費は地震発生日まで遡及可能とします。
- ※3 予算の範囲内での採択となるため、補助金認定額が減額される場合があります。

5 スケジュール（予定）

事業実施期間：令和元年6月18日（火）（遡及適用）から令和2年2月28日（金）まで【期限厳守】

	実施予定時期	備考
申請書受付開始	12月6日（金）	
申請書提出締切	12月16日（月）	
事業採択決定	1月中旬	
交付決定	1月下旬	= 事業着手可能時期

- ※ なお、このスケジュールは予定であり、前後する可能性があります。
- ※ 事業実施期間を過ぎて支出した経費は補助対象外となりますのでご注意ください。